

## 自治体による第一種動物取扱業の登録基準及び遵守基準の明確化への要望

- I. 平成29年度に実施した「地方自治体による動物愛護管理法の施行状況調査」(第46回動物愛護部会資料2)の各調査項目のうち、「第一種動物取扱業の登録の基準(規則第3条)及び遵守基準(規則第8条)について、明確化が必要と考える項目」の回答は、以下の通りだった。

調査対象:都道府県・指定都市・中核市(計115自治体)  
 回答自治体数:都道府県・指定都市(31/67)、中核市(12/48)

明確化が必要と考える項目について		自治体数
<b>①スペース(飼育面積・高さ等)</b>		
規模(4自治体)	・施設の規模に関する規定	4
施設面積 (12自治体)	・1頭あたり飼養面積(飼育頭数に応じた面積)	7
	・面積・空間	3
	・犬猫の収容施設の規模(展示用、出産用)	1
	・動物の種類・品種や飼養数を考慮した飼養施設の広さ	1
ケージのサイズ (14自治体)	・1頭あたりケージのサイズ	11
	・犬猫のケージ等の規模(展示用、出産用)	1
	・動物の種類、月齢に応じ必要十分なケージ等の面積	1
	・犬種もしくは犬の体高・体重に応じたケージのサイズ	1
頭数(7自治体)	・飼養頭数	3
	・規模に対する頭数	2
	・従業員一人あたりの最多飼養頭数	2
施設の構造(4自治体)	・施設の構造に関する規定	4
施設と住居の区分の明確化(4自治体)	・飼養施設は事業者の住居と区画すること	4
従業者数(2自治体)	・従業員1人あたりの最大取扱頭数	1
	・従事者数の基準	1
事業所と飼養施設の一体性(1自治体)	・事業所と飼養施設の一体性の判断基準	1
<b>②設備等</b>		
洗浄・排水設備(4自治体)	・洗浄設備の基準	2
	・排水設備の基準	2
給水設備	・給水設備の設備基準	1
床	・飼養施設の床は耐水性素材であること	1
転倒防止措置	・衝撃による転倒防止措置(規則第3条第2項第七号二)	1
逸走防止策	・逸走防止策(規則第3条第2項)	1
<b>③温度、臭気、音等</b>		
騒音(2自治体)	・騒音(鳴き声)の基準	2
臭気(2自治体)	・臭気等の基準	2
アンモニア濃度	・アンモニア濃度の基準(上限値)	1
温湿度	・温湿度等の飼養環境に係る具体的な基準	1
<b>④提供物(食事、おもちゃ、散歩等)</b>		
運動時間	・運動時間の基準	1
猫の習性への配慮	・展示ケース内に猫の習性を考慮した隠れ場所、上下運動できる場所、爪とぎの設置	1
<b>⑤繁殖動物の場合の条件(妊娠可能年齢、出産回数等)</b>		
年齢	・繁殖に用いる上限年齢	1
出産間隔	・出産の間隔など	1
<b>⑥社会的環境(同種個体との接触、多種動物との接触等)</b>		
<b>⑦その他</b>		
動物取扱責任者の資格要件 (24自治体)	・保有すべき実務経験、卒業資格、試験の明確化(規則第3条5項イ～ハ)	23
	・実務経験が問われる人材の雇用形態	1
健康状態の観察期間	・規則第8条第3号における目視による健康状態の観察期間(二日間)について、移動期間が含まれるか否か不明瞭	1
引退動物、個人所有の動物の管理	・引退した動物や業務用でない個人所有の動物と、業務用の動物の管理を分ける規定が必要	1
動物の死体の一時保管場所	・「動物の死体の一時保管場所」の定義の明確化	1
書式(3自治体)	・記載内容の明確化(犬猫安全計画)	1
	・申請者の生年月日の記載(第一種動物取扱業登録申請書(様式第一))	1
	・種類の記載方法についてどこまで詳述するか。	1